

議案第 19 号

市川市放課後保育クラブの設置及び管理に関する条例の一部改正
について

市川市放課後保育クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
を次のように定める。

平成 26 年 9 月 5 日提出

市川市長 大 久 保 博

市川市条例第 号

市川市放課後保育クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改
正する条例

市川市放課後保育クラブの設置及び管理に関する条例（平成 14 年条例第
34 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 号中「市川市立小学校」の次に「若しくは市川市立特別支援学校
の小学部」を加え、同条第 2 号を次のように改める。

(2) 小学校又は特別支援学校の小学部に就学していること。

附 則

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

理 由

「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」における児童福祉法の改正の趣旨を考慮し、放課後保育クラブの入所者の範囲を拡大する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。